

市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針（案）

市立藤井寺市民病院（以下「市民病院」という。）は、厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループにおいて、再検証要請対象医療機関の1つに挙げられたことを契機に、令和4年度には外部有識者から成る市立藤井寺市民病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）が設置され、市民病院の今後について全方位的に可能性を模索する総括的検討を行ってきた。委員会では、施設の建替問題、公立病院としての役割、公設公営での経営の継続や独立行政法人、指定管理制度の導入などの経営主体の変更、病院規模のダウンサイジング、専門病院化、その他民間資源の活用など様々な検討を行ったが、公立急性期病院として南河内医療圏の中でその役割を果たしていくには課題が多く、令和4年度には、民間活力の導入と他の医療機関への機能移転を行うべきであるとの意見に集約された。

一方、市民病院では、令和5年度に入り、医師不足等により診療機能が低下するなど、収支状況が急速に悪化している。

このような経営環境の大きな変化に鑑み、委員会からは、早期閉院（廃院）と民間活用による機能移転の方向性を示した答申が令和5年6月になされた。このことを踏まえ、市においては、市民病院の今後のあり方について市民の理解を得るべく、以下の基本方針案を取りまとめ、地域医療の新たな体制の構築に努めるものである。

1. 基本方針

市民病院は、令和6年3月末日をもって閉院（廃院）することを前提に、引き続き地域住民の適切な医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関へ協力を求めるなど、地域医療の後退とならぬよう努める。

2. 利用者の引継ぎ等

市民病院の利用者については、診療を引き継がれる医療機関等において適切な医療が受けられるよう、万全の対応を講じる。

3. 機能移転

病院機能の移転に当たっては、以下の各項目に従って実行するものとする。

- ① 小児科については、入院診療機能の確保に努める
- ② 災害医療センターについては、適切な医療機関への移転を行う
- ③ 訪問看護ステーションの移転については、その役割と経営手法を検証し、決定する

4. 連携病院の確保

周辺医療機関との医療に関する連携協定の締結など、閉院（廃院）後、通常診療のみならず、災害時、緊急時の医療・診療体制の確保に万全を期す。

5. 跡地利用

閉院（廃院）後の跡地の利活用については、答申に示された内容を尊重し、本基本方針とは別に示すものとする。

6. その他の重要事項

閉院（廃院）に関連し、重要な解決すべき個別事項（財務、雇用など）については、必要に応じ随時、別に示すものとする。